

函館市いじめ防止基本方針（改訂案）の概要

《改訂の趣旨》

本市では、いじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、平成29年2月に「函館市いじめ防止基本方針（以下「本基本方針」という。）」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきたところですが、重大事態が発生した場合の具体的な対応や体制づくりが課題となっていました。このような中、全国的に重大事態の発生件数が増加傾向となり、依然としていじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況であることなどから、文部科学省は、令和6年8月に国のガイドラインを改訂したところです。これらの動向を踏まえ、このたび令和元年10月に改訂した「本基本方針」について、国のガイドラインの改訂を踏まえ、改訂することとしました。なお、令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」も踏まえた改訂となっています。

いじめ^{※1}の防止等に関すること

北海道いじめ防止基本方針（R5.3改定）を参照し改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) いじめの理解
 - ① いじめの定義
 - ② いじめの態様
 - ③ いじめの要因
 - ④ いじめの解消

2 いじめの防止等のための役割と取組

- (1) 学校
 - 「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。 （追加）
 - 「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、積極的にいじめの~~を~~認知に努める。 （追記・修正）
 - 情報モラル教育等を推進し、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。 （追加）
- (2) 教職員
- (3) 保護者
 - 保護する児童生徒のインターネット利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。 （追加）
- (4) 地域社会・市民
- (5) 教育委員会
 - 学校に対して、いじめ問題の対応は、校長の強力なリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
 - 学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめ防止等のための取組を進めるよう指導する。
 - 学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な使用に関する教育の推進に必要な取組を進める。 （追加）

※1 「いじめ」：法第2条第1項に規定するいじめをいう。
 「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

重大事態^{※2}に関すること

国のガイドライン（R6.8改訂）を参照し改訂

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態~~への対応~~発生時の対応 （修正）
 - 教育委員会会議において教育委員に報告する。
 - 学校に対し、指導主事、スクールカウンセラー等の派遣等の支援を迅速に行う。
 - 市長の判断等により函館市総合教育会議を開催する。 （追加）
- (3) 調査の主体
 - 特に熟慮する必要が高い事案は、以下のとおり。
 - 自殺または自殺が疑われる。
 - 詳細に事実関係を明らかにすることが難しい。
 - 学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている。
 - 例えば、重大事態調査の公平性・中立性が確保された調査組織とするため、教育委員会が主体の場合、函館市いじめ防止対策審議会に第三者にあたる者を追加して調査することが考えられる。 （追加）
 - 函館市いじめ防止対策審議会において、調査に参加する委員の迅速な確保のため、職能団体等との連携体制の構築に取り組む。
- (4) 調査の~~方法~~実施 （修正）
 - 対象児童生徒・保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。 （追加）
- (5) 調査結果の~~取扱い~~説明・報告 （修正）
 - 函館市総合教育会議において、調査結果を市長に報告する。 （追記）
 - 教育委員会会議において教育委員に報告する。 （追加）
- (6) 調査報告書で提言された再発防止策の実施
 - 教育委員会・学校は、再発防止策の確実な実施に取り組む。
- (7) 市長による再調査
 - 再調査は、函館市いじめ問題再調査委員会において行う。
 - 法に基づき、函館市・教育委員会・学校は、当該事案の対処や再発防止の取組を行う。
 - 市長から市議会に再調査結果を報告する。
- (8) 重大事態への対応フロー～教育委員会が主体の場合 （新設）
 - 参考—いじめ重大事態への対応—（削除） ⇒ 一部3の前文、(1)、(4)、(8)に記載 (6) (7) (8)

※2 「重大事態」：法第28条第1項に規定する重大事態をいう。
 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）と定義されている。